

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

平成 21 年第 1 回定例会会議録

平成 21 年 2 月 9 日 開会

平成 21 年 2 月 9 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成 21 年第 1 回定例会会議録

目 次

○招集告示

第 1 号 (2 月 9 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	1
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	2
○開会	2
○連合長あいさつ	2
○諸般の報告	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○議会運営委員の選任	4
○発議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○一般質問	5
○議案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 2 号及び議案第 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	13

○議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	18
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
○議決事件の字句及び数字等の整理	26
○閉会	26
○会議録署名	27

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第1号

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会を次のとおり招集する。

平成21年2月2日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 小林 義光

- 1 期日 平成21年2月9日（月）午後2時30分
- 2 場所 山梨県自治会館 講堂

【応招・不応招議員】

応招議員（26名）

- | | | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1 番 齊藤憲二 君 | 2 番 渡辺嘉男 君 | 3 番 上杉 実 君 |
| 4 番 古屋保男 君 | 5 番 小俣昭男 君 | 6 番 森本由美子 君 |
| 7 番 清水 実 君 | 8 番 千野秀一 君 | 9 番 清水富貴雄 君 |
| 10 番 志村直毅 君 | 12 番 武藤雅美 君 | 13 番 一瀬 明 君 |
| 14 番 秋山詔樹 君 | 16 番 芦澤武美 君 | 17 番 望月久弘 君 |
| 18 番 日向英明 君 | 19 番 遠藤雄一 君 | 20 番 深澤平助 君 |
| 21 番 水越 昭 君 | 22 番 石原 滋 君 | 23 番 後藤政行 君 |
| 24 番 長田義道 君 | 25 番 梶原岩男 君 | 26 番 堀内弘一 君 |
| 27 番 古家悦男 君 | 28 番 守屋茂久 君 | |

不応招議員（2名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 11 番 関戸将夫 君 | 15 番 長澤捷利 君 |
|-------------|-------------|

山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会

議事日程（第1号）

平成21年2月9日（月）午後2時30分開会

- 1 開会
- 2 広域連合長あいさつ
- 日程第1 議員の議席の指定
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第5 発議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第6 一般質問
- 日程第7 議案第1号 山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第2号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第3号 山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第4号 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第5号 平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第6号 平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について

日程第13 議案第7号 平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

日程第14 請願第1号 後期高齢者に資格証明書を発行しないことを求める請願について

本日の会議に付した事件

日程1～日程14まで議事日程と同じ

出席議員（26名）

1 番 齊藤憲二 君	2 番 渡辺嘉男 君	3 番 上杉 実 君
4 番 古屋保男 君	5 番 小俣昭男 君	6 番 森本由美子 君
7 番 清水 実 君	8 番 千野秀一 君	9 番 清水富貴雄 君
10 番 志村直毅 君	12 番 武藤雅美 君	13 番 一瀬 明 君
14 番 秋山詔樹 君	16 番 芦澤武美 君	17 番 望月久弘 君
18 番 日向英明 君	19 番 遠藤雄一 君	20 番 深澤平助 君
21 番 水越 昭 君	22 番 石原 滋 君	23 番 後藤政行 君
24 番 長田義道 君	25 番 梶原岩男 君	26 番 堀内弘一 君
27 番 古家悦男 君	28 番 守屋茂久 君	

欠席議員（2名）

11 番 関戸将夫 君 15 番 長澤捷利 君

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

広域連合長 小林義光 君 事務局長 嶋口昇 君 事務局次長 望月辰也 君
業務課長 原 則夫 君 会計管理者 降矢嘉也 君

事務局職員出席者

書記長 二宮 仁 書記 小林久弥 書記 石川竜也 書記 早川隆太

【開 会】

開会 午後2時30分

●議長（齊藤憲二君） これより、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会を開会いたします。

議員定数28人のうち、本日の出席議員は26人でございます。15番、長澤捷利君より欠席の届出が、11番、関戸将夫君から遅れるとの連絡がありました。よって、地方自治法第113条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに、会議を開きます。

【連合長あいさつ】

●議長（齊藤憲二君） ここで、広域連合長から発言の申し出がありますので、許可いたします。

小林広域連合長。

○広域連合長（小林義光君） 一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多用中にもかかわらず、ご出席まことにご苦労様でございます。

また、それぞれの市町村におかれましては、後期高齢者医療制度の円滑な運営に、日々懸命な努力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

さて、後期高齢者医療制度が施行され10カ月余りが経過し、本来であれば制度の定着期間に入るところであります。ご案内のとおり様々な問題が指摘され、制度の見直しやシステムの修正等などが立て続けに行われるため、現在も、平成20年度特例措置の平成21年度における継続実施や、今年の秋に見直されました年金天引き対象者の口座引き落としの選択制に関する事務手続きが行われているところでもあります。

さらに、国においては1年程度の期間をかけて制度の見直しに関する検討を行うことといたしているところでもあります。

これらにより、被保険者の皆さまをはじめ、関係各位には大変、ご迷惑、ご心配をおかけする事となっていると同時に、窓口事務を行っております市町村の事務も大幅に増加し過重な負担をおかけしている状況にあります。

本広域連合といたしましても、現行制度のもと高齢者の方々に安心して確実に医療を受けていただけるよう、県下28市町村との連携をより緊密にし、適切な制度運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましても更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

本日提出をいたしました議案につきましては、山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例、後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療制度臨時特例基金条例、以上3条例の一部改正また、平成20年度一般会計及び特別会計の補正予算案、さらに平成21年度一般会計及び特別会計予算案となっております。

これらの案件につきましては、後程、事務局より詳細な説明を申し上げますが、慎重なるご審議の上、ご議決を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、私事で大変恐縮ではございますが、平成19年2月の本広域連合の設立に伴い、関係市町村長の皆さまからのご推挙をいただき、広域連合長という大役を仰せつかりまして2年が経過をいたしました。

この間、平成19年4月の広域連合事務局の開設、平成20年4月からの制度の運用開始など、議員各位をはじめ関係各位からのご指導、ご鞭撻、ご協力を頂きながら、後期高齢者医療制度の導入ができましたことに、深く感謝を申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、今後も制度や保険料率の見直しなど重要な案件が控えておりますが、後期高齢者医療制度の創設期を終えたここを一つの区切りと考え本年度末の3月31日をもちまして、広域連合長の職を辞することといたしました。

残りわずかな、任期でございますが「一意専心」、連合長としての職務を全うしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いをもうしあげます。

ありがとうございました。

【諸般の報告】

●議長（斉藤憲二君） ここで、諸般の報告をいたします。

ただいま、小林広域連合長のあいさつの中にも触れられておりましたけれども、平成20年12月26日付で、小林広域連合長から平成21年3月31日をもって広域連合長を辞職したい旨の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

次に、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員

の出席を求めました。

次に、報道機関等から写真撮影等の申し出があります。これを許可することに、ご異議ありませんか。

《「異議なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく監査委員から、例月現金出納検査の報告は、お手元に配布のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

【議席の指定】

●議長（斉藤憲二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりとし、直ちに議事に入ります。

日程第1「議席の指定」を行います。

新たに選出されました5名の議員を会議規則第4条第2項の規定により、6番、森本由美子君、7番、清水実君、8番、千野秀一君、10番、志村直毅君、19番、遠藤雄一君と議席を指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第80条の規定により、7番、清水実君及び23番後藤政行君を指名いたします。

【会期について】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第3、「会期について」議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることにご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

【議会運営委員の選任】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第4、「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、私から指名いたします。

7番、清水実君、10番、志村直毅君を指名いたします。

お諮りいたします。

議会運営委員として、ただいま指名いたしました2名を選任することに、ご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました2名を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

【議会会議規則の一部改正】

●議長（斉藤憲二君） 日程5、発議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

本件につきましては、議員全員による発議案でありますので、私から簡単にご説明をいたします。

本件は平成20年6月に公布されました地方自治法の一部改正に伴う引用条文の規定整備を行うものであります。

全議員からの提案でありますので、質疑・討論を省略して、直ちに採決いたします。

発議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声≫

●議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

よって、「発議案第1号」は原案のとおり可決されることに決定いたしました。

【一般質問】

●議長（斉藤憲二君） 次に日程第6「一般質問」を行います。

議会の申し合わせ事項のとおり、質問は、答弁を含め30分以内といたします。

20番、深澤平助君から通告がありますので、発言を許します。

20番、深澤平助君。

≪「はい」の声≫

○20番深澤平助君 20番の深澤平助です。ご質問いたします。すでに通告はしておきました。簡単にいたします。

新聞報道等によると、このほど全国保険医団体連合会が、各都道府県の保険医協会を通じて、昨年9月に保険料についてアンケート調査を実施したところ、普通徴収者の約1割が滞納しているという結果が出たと報じております。

当広域連合においては、こうした保険料の滞納者が今、何人出ているのか。

そのことと、後期高齢者医療制度では、保険料を1年以上滞納した場合は、事実上の無保険状態となる「資格証明書」の発行を行うという事になっているようですが、この問題について、当広域連合としては、どのような方針を持っておるか、以上2点について伺います。

≪「はい、議長」と呼ぶ者あり≫

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、深澤議員さんのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の保険料の滞納者が、何人になるかというご質問でございますが、山梨県の保険料の未納者の数であります。昨年の11月末納期の5期分で、1期でも未納されている方を含みます。未納者数は4,406人で、収納率につきましては、特別徴収は100%という事になっております。100%であります。普通徴収は、93.18%で、合わせまして97.71%となっております。

次に2点目の滞納者に対して、広域連合では「資格証明書」の発行についてどのような方針かというご質問でございますが、当広域連合といたしましては、資格証明書を発行することにより、高齢者が医療を受けられる機会が損なわれることが無いようにすべきという観点から、機械的、また、一方的に「資格証明書」を交付するという事は考えておりません。

「資格証明書」は、保険料を1年以上滞納した場合に、交付するものであります。

昨年6月の広域連合の全国会議の席上、国より「資格証明書」の運用についての、見直し方針が示されております。

内容につきましては、「資格証明書」の運用にあたっては、相当な収入があるにもかかわらず、保険料を納めない被保険者に限って、適用するとされました。したがって、相当な収入があるのに意図的に保険料を支払わない人のみが対象とされるものでありますので、最初からいかなる場合でも「資格証明書」は、発行しないということではございません。

広域連合といたしましても、こうした方針の下、市町村と連携を取りながら、対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

《「議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 20番、深澤平助君。

○20番深澤平助君 1点目の人数ですがね、4,404人と言われましたが、相当な数だと思うんですね。しかもこの人達が、月15,000円以下という、低い、少ない収入の方ということでございますから、なかなか心配になります。

従って、この滞納者が出ている原因というか、要因というかそういうものについては当局はどのように分析をしているか。

この点についてとそれから、「資格証明書」の件についてですがね、今も申しましたように私は、特別徴収の方については100%納入されているということだけれど、この普通徴収、普通徴収ですね、低所得の人たちは、私は、これはやっぱり払いたくても払えないというところが本当のところだと思うんです。

月に15,000円以下という収入であれば、これは、なかなか大変だと思うんですよ。ですから、この人達の場合、後3ヶ月後になると1年以上になるんですがね、この人達を無保険の状態にしてしまうという事は、この人達の命綱を切ってしまうという事を意味すると思うんですよ。

皆様もご存じだと思うんですが、これまで全国では、国保に関しては、多くの悲劇が出ております。ですからそうさせないためにも、当広域では、無保険の人を作らない。これが最大の補償だと思うんです。

国保を見ても、今、現在では「資格証明書」を発行していない市町村の方が27市町村のうち15市町村ですから、「資格証明書」を発行していない市町村の方が山梨県は多いです。これが大事ですよ。自治体においてはね。

ですから、そういう点と同時に、当局も承知はされていると思うんですが、1月20日に厚労省が各都道府県を通じて、市町村に、国保料滞納者にも保険証を交付するという方向の方針を伝えていることは承知だと思うんですが、国保でもそういう方針を今度、出しておりますから、後期医療保険制度でも同じ考えで扱う。それが当然なことだと私は思うんです。

従って、今、局長からも、ごく、たくさんの収入があるにもかかわらず払わないという人を除いては、機械的に、一方的に「資格証明書」を発行しないというふうに言われましたが、その点を確実に徹底して貫いてもらいたいという事をお願いをして、今、最初に申し上げた滞納者が出ている、要因、原因、その点についての分析はという点についてももう一度、伺いを願いたいと思います。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） 保険料の未納者が先程、私が申しましたのは4,406人です。11月末現在。

それで、この原因でございますが、昨年の7月の臨時会で制度の見直しがございました。そして、天引きされている方につきましては、途中で年金の金額が変わる場合、年金からの天引きが出来なくなるという事で、それは、国の法律でそういうふうになっているんですが、そういう人達がございます。

そういう人達につきましては、新聞でも一部報道がありましたが、当然、保険料から天引きをされているというふうに勘違いをされて、保険料を普通徴収の方を払わなかったという現象がございます。

こう言った事が、原因でございます、金額も年間の金額にしますと、8割軽減にされた方が、3,800円位ですかね年間に。ですから、金額的には少ないと思いますが、そういう人達が、納めなかったという事で、市町村からの督促が行って、初めて気が付いたという人もございますので、そういった事が原因かと思われま。

また、「資格証」の問題につきましては、相当な収入がある方についてと言う限定がございますので、その相当な収入について、どの位の基準を設けるかという事で、今、国の方で各広域連合の方々と調整をしながら、その金額をある程度基準を決めていくと言う方針でございますので、その基準が示されれば、そう言った事を基準にしていくわけですから、相当な収入が、たぶん、年金18万円以下の収入だけだった場合にはですね該当しないんじゃないかと、そんなふうに考えられます。

以上でございます。

●議長（斉藤憲二君） これで20番、深澤平助君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

【議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正】

●議長（斉藤憲二君） 日程第7、議案第1号「山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題いたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

◀「はい、議長」と呼ぶ者あり▶

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、議案第1号であります、定例会の議案（その2）の1ページをお開きください。

「山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」であります。

提案理由につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、広域連合条例の一部を改正するものであります。

2ページをお開きください。

改正の内容につきましては、題名及び第1条から第4条及び第6条の条文中の「報酬」を「議員報酬」に改めるものであります。

以上が議案第1号「広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。

ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

●議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。
ただいまから、議案第1号の質疑を行います。
質疑はございますか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） 質疑が無いようでありますので、ここで討論に入ります。
討論はございますか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） それでは、討論が無いようですからこれを終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号、「山梨県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第1号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【後期高齢者医療に関する条例の一部改正・臨時特例基金条例の一部改正】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第8、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」と日程第9、議案第3号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」を一括議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、議案第2号「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

それではまた、議案（その2）の3ページをお開きください。

本案の提案理由は、平成21年度における所得の低い方への負担軽減の対策並びに被扶養者であった被保険者に係る保険料賦課の特例を講ずることにより、円滑な制度運営を図ることを目的として条例を改正するものであります。

4ページをお開きください。

こちらが、条文の改正案であります。具体的内容をまとめました資料1の条例説明書をご覧ください。

それでは、条例説明書の1ページをお開きください。

条例の改正内容であります。要点を説明をさせていただきます。

この後期高齢者医療制度は、今年度も昨年の7月の臨時議会で議案決定されましたように均等割7割軽減の方を8.5割軽減するなどの制度見直しがありました。今回の制度見直しによる条例改正は、新年度の更なる軽減として、今年の4月から適用になりますが、2にありますように、均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、後期高齢者医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下の場合に均等割7割軽減に、さらに2割軽減を加えて、9割軽減とするものであります。

山梨県の均等割額は38,710円でありますので9割軽減の方々の年間の保険料は10分の1の年間3,870円となります。

次に、3にありますように、所得割を負担する方のうち、所得の低い方、つまり保険

料の算定に用いる基礎控除後の総所得金額が58万円を超えない被保険者について、所得割額を5割軽減とするものでございます。

次に、6にありますように、平成21年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の賦課の特例でございますが、平成21年4月から平成22年3月の1年間においても、今年度と同様に均等割9割軽減の措置を講ずるものでございます。

この条例は平成21年度4月1日から適用するものであります。

以上が、「後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」の主な改正内容でございます。

引き続き議案3号を説明をいたします。「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」について説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、もどって、議案（その2）の7ページをお開きください。

提案理由であります。平成19年度に創設した基金の使用用途の拡大と期間の延長を講ずることにより、円滑な制度運営を図るため、この条例を改正するものであります。

次に8ページをお開きください。

こちらが、条文の改正案であります。具体的内容につきましては、また、申し訳ございませんが、資料1の条例説明書で説明をさせていただきますので、そちらをご覧ください。

条例説明書の2ページをお開きください。

臨時特例基金につきましては、平成19年度に後期高齢者医療制度の円滑な導入を図るための激変緩和措置として被用者保険の被扶養者であった被保険者に対して保険料を軽減するための財源、またこの軽減に関する広報啓発活動等の財源として交付された国からの高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金を原資として、この臨時特例基金を創設いたしました。

本案につきましては、この基金の用途の拡大と期間の延長を図ることにより高齢者医療の円滑な運営のための対策を講ずることを目的として、条例を改正するものでございます。

具体的な内容でございますが、

1として、基金の財源に「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」が追加されること。

2として、基金を処分できる対象期間を平成20年度及び21年度とすること。

3として、広域連合・市町村が行う制度周知のための財源に充てること。

4として、市町村において、きめ細やかな相談体制の整備を講ずる財源に充てること。

5として、平成21年度における均等割額9割軽減及び所得割額5割軽減の財源に充てること。

6として、被用者保険の被扶養者であった者に対して保険料の軽減を1年間延長するため、条例の失効についても、1年間延長することなどあります。

この条例につきましては、公布の日から施行することになります。

以上が、「臨時特例基金条例の一部を改正する条例」についてでございます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

●議長（斉藤憲二君） 事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第2号及び議案第3号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

○14番秋山詔樹君 新年度もですね、軽減対策が取られていくことは本当に良いことではあるし私は本当に賛成するところでございます。そういう点についてですね、改正する条例とは直接のあれではないんですけども、1点お聞きしたいことがございます。

今年度制定の制度が発足して対象者に新しい保険料が生まれたと思います。そして7月には納付書等が発送され、また、8月には改正された時の発送通知が送られてきたという事について、ただでさえ分かりづらい、この後期高齢者の制度につきまして、何回も発送されている中で、また、報道機関等では、年金から保険料が引かれるという点を発足前から大々的に報じられているようなところもございまして、非常に全ての人達が年金から天引きされているように勘違いしている人がかなり多くいるのではないかと思います。

先程の深澤議員の一般質問の中の答弁にもありましたように、年金から引かれていると勘違いをしている方が多いと答弁をなさっておりますので、その点について、納められないとか納めないという事以外に納付書が何回も送付されたという点についての周知はしているんですけども納得していない方々が、そういう点で納めないという点がある人もいるだろうし、分からなかったという人も多いという点があろうかと思えます。

そういう点につきまして、広域連合として、市町村が収納業務は行っているわけですけども、残された今期の1ヵ月半の間にもどのようにこういう点を改善するなり、あるいは、周知をどのようにしたら良いのか、各市町村にそういう点を広域連合としての考えをお伝えしたら良いものか、広域連合としてそれはどのような考えを持って、このような分かりづらい制度をより納得して分かって納めてもらうようにするには、どのような方策を取っていくのか取ろうとしているのか、もしありましたらその点をお聞かせ願いたい。

このように思います。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） 被保険者への周知についてでございますが、制度が始まる前に、私ども、パンフレットを全戸配布いたしまして、それによって周知をさせていただいたり、いろんな方法で周知はしてまいりましたが、確かに分かりにくい制度でございます。

そして、今年度につきましては制度の見直しが頻繁にございました。そういう事で、私どももパンフレットを印刷したかったんですが、後ほど、予算の方でも出てきますが、広報誌が作れなかったという状況もございます。

そう言った事で私どもは市町村からの納付書の中にそれぞれ「お知らせ」を入れたり、そんな事で、対応はしてまいりましたが、そう言った事で、なかなかちゃんとしたパンフレットが作れなかったというのが事実でございます。

新年度につきましては、保険料が確定ししだい、また、来年保険料が改定になりますが、そう言った機会をとおして、また、しっかりしたパンフレットを作って、全戸配布をしたいというふうに考えておりますが、なかなか広報については、制度自体が難しいもので、どうやって分かっただけかという事で、苦労はしておりますが、そんな事でいろいろ努力はしてまいりますので、よろしくお願いを申し上げます。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

○14番秋山詔樹君 分かりました。広報誌の作成についてもですね、確か第1回の臨時会において、広報誌を作成するための追加があったように記憶していたのですが、それが使われていないもようですから、今言ったような定まらないためにそれは作らないのかなと、後で質問しようと思ったけど、たまたま出ましたので。

できるだけ、そういう納める方々が、確かに混乱をしているという点が非常に我々の耳に入ってきておりますので、定まっておりますら定まった時に、あるいは、早い制度、制度の変わった時には、何らかの方法で、より良い、分かりやすい周知をしていただけるよう、広域連合の方から行うよう、要望をして終わりたいと思います。

●議長（斉藤憲二君） その他ございませんか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） 無いようですので、ここで質疑を終結し討論に入ります。討論はございませんか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） 無いようですから討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第2号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって「議案第2号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

●議長（斉藤憲二君） お諮りいたします。

議案第3号、「山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第3号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成20年度一般会計補正予算（第2号）】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第10、議案第4号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）について」議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、議案第4号平成20年度一般会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

一般会計補正予算書をご覧ください。

予算説明書のかっこのついた2ページ、3ページをお開きください。以後のページにつきましては、すべてかっこのついたページをご覧くださいと思いますのでよろしくお願いたします。

平成20年度の補正予算につきましては、歳入、歳出とも1,958万1千円を増額し、6億1,442万4千円とするものでございます。

具体的な内容につきましては、事項別明細書により説明をいたします。

まず歳入であります、8ページをお開きください。

歳入につきましては、4款財産収入の利子及び配当金につきましては、預金利子として49万9千円を増額するもので、被用者保険の被扶養者の保険料を減額した分の国からの交付金であります円滑導入臨時特例交付金3億6,671万3千円の利子でございます。

次に、繰越金でございますが、昨年10月議会定例会でご認定いただきましたように、平成19年度決算の剰余金が3,851万7千円ということで確定しましたので、この金額に合わせるため、1,851万7千円を増額し、20年度に繰越すものでございます。

6款の諸収入の預金利子につきましては、普通預金の利子でございます。

次に、10ページの歳出でございます。

まず、1款の議会費でございますが、場合によっては3月の臨時会を想定して、会場借上料を補正するものでございます。

2款の総務費の一般管理費であります、職員手当等の時間外手当につきましては、昨年7月に394万5千円を増額補正をしておりますが、制度の見直しに係る事務が予想以上に増え長期化したことや、新たに電算システムの不具合による事務量の増加などにより、今回200万円を増額するものでございます。

しかしながら、消耗品や次のページをお開きください。備品購入費など経費節減により、いくつかの項目を減額をいたしました。

また、19節の負担金補助及び交付金の、その他の負担金でございますが、これは、広域連合職員の給与費でございますが、給与費は一旦それぞれの市町村で支払い、その分を市町村に負担金として交付するものであります、職員の人事異動等により市町村にお支払いする職員給与負担金を400万円減額するものでありまして、一般管理費全体では、360万7千円の減額であります。

3款の民生費の老人福祉費につきましては、特別会計への繰出金を2,981万4千円減額するものであります。これは、一般会計の一般管理費の減額に伴うものでございます。

4款、諸支出金の財政調整基金でございますが、今回の補正で、財政調整基金として、4,900万円を増額し、5,900万1千円とするものであります。

財政基金の積立につきましては、平成19年度に積立ててあります100万円と合わせて、20年度末の積立残額は6,000万円となります。

なお、この基金の積立につきましては、昨年11月25日の運営会議で市町村との協議により、ご賛同をいただきました。

次に、14ページをお開きください。

5款の予備費であります、339万3千円を計上しております。

以上が、平成20年度一般会計補正予算でございます。

ご審議の程、よろしく願います。

●議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第4号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） 無いようでありますので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございますか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） それでは、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号、「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」

について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手全員であります。
よって「議案第4号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成20年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第11、議案第5号「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。
事務局から提案理由の説明を求めます。

◀「はい、議長」と呼ぶ者あり▶

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、議案第5号「平成20年度特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

予算説明書のカッコのついた20ページから23ページをご覧くださいと思います。
歳入・歳出とも28億4,015万2千円を減額し、731億6,003万8千円とするものでございます。

この28億4千万円を減額する主な理由は、歳出の療養給付費の減少によるものであります。

今回の補正につきましては、まず、8月に1割・3割の負担区分の見直しがございましたので、8月から11月分までの療養給付費総額から一人1日当たりの医療費を割り出し、被保険者数を見込んで12月から2月分を積算し、更に冬季の医療費の増額を勘案する中で、今年度の療養給付費を算定いたしました。

その結果、今年度の療養給付費は、30億2,981万円減少して677億1,990万7千円となる見込みであります。

療養給付費の減少につきましては、当初、65歳以上の障害認定者を4,600人と見込んでおりましたが、任意加入となったことにより約1,300人が加入しなかったことや医療費改定で診療報酬が0.82%下がったことなどが要因として考えられます。

それでは、具体的な内容につきまして、事項別明細書により主なものをご説明させていただきます。

まず、歳入からであります。カッコの28ページをお開き下さい。

1款の市町村支出金のうち、保険料等負担金であります。各市町村で集めた保険料を広域連合で収入として受けるものであります。2億9,010万1千円を減額し、51億4,358万円とするものでございます。

減額の要因につきましては、保険料の軽減分を補填する保険基盤安定負担金の増額により、保険料が減額となることによるものでございます。

次に、2目、療養給付費負担金は、2億3,240万4千円の減額であります。保険給付費に係る市町村の定率負担分でございます。負担対象額の12分の1の負担割合となっております。療養給付費の減少により、この市町村の負担金額も減額となります。

2項1目、保険基盤安定負担金でございます。低所得者及び被用者保険の被扶養者に係る保険料減額分の負担金でございます。被保険者の増加によるものと、山梨県の所得水準が低いことによる1億7,426万9千円の増額となっております。

次は、2款、国庫支出金でございます。

療養給付費負担金が、6億9,721万2千円の減額に、高額医療費負担金が4,236万5千円の減額となっております。ともに、療養給付費の減少によるものでございます。

2項1目、調整交付金の6億4,717万5千円の減額であります。普通調整交付金につき

ましては、負担対象額の12分の1相当額になりますが、これも、療養給付費等の減少によるものであります。

次は、2目、国庫補助金でございます。

1節、健康診査費補助金につきましては1,227万7千円の減額であります。

受診率につきましては、当初、健康診査の対象者を被保険者の25%、27,250人と見込んでおりましたが、実際には約14%の15,717人という見込みとなりました。

30ページをお開きください。

3節、円滑運営事業費補助金は3億6,831万円の増額であります。平成20年度の均等割8.5割軽減、所得割5割軽減に係る保険料減額分などがございます。

5節の円滑運営臨時特例交付金は6億4,612万5千円の増額になります。主に、平成21年度の低所得者に対する均等割9軽減、所得割5割軽減の保険料分を補てん対象として先に交付されるものであります。

3款1項の県負担金は2億7,476万9千円の減額であります。療養給付費負担金・高額療養費負担金とも療養給付費の減少に伴うものでございます。

次に、県補助金の健康診査費補助金は1,389万3千円の増額であります。補助率は3分の1で、県の負担分確定により計上したものでございます。

4款の支払基金交付金は17億8,444万5千円の減額であります。これは国保、健保等現役世代の方が負担するもので負担割合は約4割ということでございます。療養給付費の減少に伴う負担対象額の減額によるものでございます。

32ページをお開きください。

6款の一般会計繰入金は2,981万4千円の減額でございます。これは、歳出の一般管理費の減少に伴い、減額するものでございます。

次の基金繰入金は5,776万6千円の減額でありまして、主に19年度に円滑導入臨時特例交付金として臨時特例基金に積立ててある被用者保険の被扶養者であった被保険者の平成20年度保険料が確定したことによるものでございます。

8款の預金利子の補正額は999万9千円であります。歳計現金の運用で約1千万円の預金利子ということになります。

続いて歳出でございます。

34ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費であります。2,438万2千円の減額で4億2,553万2千円となっております。

主なものについて説明いたします。

12節の役務費は1,432万6千円の減額でございます。支払基金通知事務手数料につきましては、国保連へ依頼するため1,300万円を予算化しておりましたが、広域連合の自庁システムで対応することができましたので減額するものでございます。

13節、委託料は1,900万6千円の減額でございます。内訳は、レセプト点検の単価と枚数が見込みより減少したことや広報用パンフレットを全戸配布する予定が、制度が頻繁に変わったために出せなくなったことによるものでございます。

19節、負担金補助及び交付金は1,495万円の増額であります。国保中央会への負担金及び特別対策に関する市町村への事務費補助金でございます。

2款の保険給付費の療養給付費であります。30億2,981万円の減額で677億1,990万7千円となります。療養給付費の減少見込みによるものでございます。

36ページをお開きください。

2目の訪問看護療養費。こちらにつきましては、訪問看護の利用者が見込みより増えたことにより、903万3千円の増額となっております。

3目の移送費でございますが、100万円の減額でございます。

38ページをお開きください。

4目の審査支払手数料ですが、1,532万4千円の減でございますが、国保連合会に対します手数料で、療養給付費の減によります減額でございます。

5目の針灸マッサージ等の療養費でございます。こちらも1億587万9千円の減額となります。

次に、高額療養費が3億7,553万1千円の減額となっております。

40ページをお開きください。

1件5万円の葬祭費でございますが、こちらも4,770万円の減額でございます。

42ページをお開きください。

5款の保険事業費につきましては、1,015万4千円の増額であります。健康診査費補助金及び健康増進事業補助金の決定にともなう増額でございます。

44ページをお開きください。

7款の諸支出金の臨時特例基金費でございますが、国からの「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」6億4,612万5千円を全額基金に積立て、平成20年、21年度に取り崩し対象となる経費の財源に充当をいたします。

8款、予備費は1億1,340万円の増額となります。保険料の2年間均等に伴う、初年度の剰余金であります。

以上で平成20年度特別会計補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

●議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第5号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 23番、後藤政行君。

○23番後藤政行君 細かな説明をいただきまして。

ちょっと、教えていただきたいんですけども、保険給付費のところ、療養給付費だと思えますけれども65歳以上の障害者について、任意加入の先程、お話をしていたけれども、この、後期高齢に65歳以上で任意加入という制度があるのですか。

それで、もし、あるようでしたら、私はその制度を知らなかったもので、その制度に加入する方法と、メリットはどんなものがあるのかお答えいただきたいと思えます。

そして、その障害者についての保険給付は療養費の中に含まれているものなのですか。ちょっと、その辺の説明をいただきたいと思えます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 原業務課長。

○業務課長（原則夫君） それでは、只今のご質問についてお答えしたいと思います。

制度的に65歳から74歳までの障害認定者につきましては、当初から、後期高齢者の保険のほうに入るという事に、前の老人保健の関係から入ることになってございました。

しかしながら、一昨年12月ですか、国が任意加入でもかまわないよということで、今まで入っている保険の方が有利であれば、撤回をして後期高齢者に入らなくてもいいよと言う事ですから、そう言った関係で障害認定者の数が減ったという事でございます。

それから、保険者ですので療養給付費の中から入るという事も当然、一緒でございま

す。

よろしいでしょうか。

前の制度の時から、65歳から74歳までの障害者につきましては、後期高齢者の方の保険に4月1日から本来ですと全員が入ることになっております。

それが、いろんな扶養になっていた方や70歳以上が1割のままになっていたものから、選択できるように4月よりなっております。

それで、撤回者が約1,300人いたという事でございます。

もともと入らなければならなかったのですが、任意になったという事でご理解してよろしいのではないかと。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 23番、後藤政行君。

○23番後藤政行君 たぶん、今のお話だと老健法の絡みかな、老健法だとたぶんそうだったと思うんです。老健法の絡みから、65歳以上はその制度にいなればいけなかったけど。今は、任意になったということなんですか。

それで、任意加入すると何かメリットは、先ほど私、メリットはどんなものがあるかと質問したんですけれども。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 原業務課長。

○業務課長（原則夫君） 例えばですね、65歳の障害者の方が後期の方に入る場合には、個人個人の保険料が賦課されるわけです。例えば、扶養なんかになっている方は、その扶養としていられますので、保険料を実際的には払わなくて済む。そういった選択制になっております。

●議長（斉藤憲二君） その他ございませんか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） それでは、質疑が無いようでありますので、討論に入ります。討論はございますか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） ありませんか。無いようでありますので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号、「平成20年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第5号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

【平成21年度一般会計予算】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第12、議案第6号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、議案第6号平成21年度一般会計当初予算についてご説明申し上げます。

予算説明書の50ページから53ページをご覧いただきたいと思います。

歳入歳出とも、合計で本年度予算が5億1,224万5千円で、前年度より8,259万8千円の減額となっております。

詳細につきまして説明させていただきます。

54ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款の市町村負担金は、共通経費でありまして、規約により、均等割10%、後期高齢者人口割45%、人口割45%ということになっておりまして、新年度は、5億40万6千円でございます。前年度は5億7,240万5千円でございますので、約7,200万円の減額となります。

この市町村負担金の減額の主な要因につきましては、広域連合電算システムの委託料の減額により、一般会計から特別会計への繰出金が約6,800万円減少したことや経費の節減等によるものでございます。

2款の国庫支出金の保険料不均一賦課負担金121万円は、保険料賦課の特例となっております小菅村の不均一賦課による保険料軽減分を、国県がそれぞれ2分の1ずつ負担するものでございます。

次の医療費適正化事業補助金241万5千円でございますが、重複・頻回受診者等への訪問指導強化、後発医薬品の使用促進のための普及・啓発等、必要な経費を国が補助するものでございます。

56ページをお開きください。

5款の繰越金であります。平成20年度からの繰越金を700万円計上しておりまして、平成21年度末の状況を見ながら、共通経費負担金で精算をさせていただき予定でございます。

次に歳出について説明させていただきます。

58ページをお開きください。

1款の議会費として128万9千円を計上しております。

内容は、議員報酬、消耗品、会場使用料等でございますが、議会の開催につきましては、定例会を年2回予定し、臨時会を1回見込んでおります。

次に、2款総務費の一般管理費であります。総額は1億6,171万7千円で前年度に比べ、494万7千円の減額でございます。

一般管理費の主なものを説明いたします。右のページをご覧ください。

3節、職員手当等は1,216万2千円で、通勤手当、時間外勤務手当でございます。

60ページをお開きください。

11節、需用費275万6千円の主なものは消耗品であります。

13節は委託料で、財務会計システム及びグループウェア等の委託料でございます。

62ページをお開きください。

14節の不動産借上料500万4千円は広域連合事務室等の借上料でございます。

19節その他負担金1億3,372万1千円は、私ども派遣職員の給与に対する市町村への負担金を計上いたしております。

次に64ページをお開きください。

下段の、3款民生費の老人福祉費であります。3億4,732万3千円を計上しております。その内容でございますが、特別会計の事務費に係る分といたしまして、一般会計から特別会計への繰出分でございます。冒頭説明いたしましたように、広域連合電算システ

ムの委託料の減額等により、前年度に比べ6,827万9千円の減額になります。

66ページをお開きください。

4款の基金費でございますが、財政調整基金、臨時特例基金費ともそれぞれの存目を計上しております。

5款の予備費でございますが、152万4千円を見込んで計上しております。

以上で、平成21年度一般会計当初予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

●議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第6号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） 質疑が無いようでありますので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございますか。

《「なし」の声》

●議長（斉藤憲二君） 無いようでありますので、討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号、「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって「議案第6号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

.....
【平成21年度後期高齢者医療特別会計予算】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第13、議案第7号「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」を議題といたします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） それでは、議案第7号「平成21年度特別会計当初予算」についてご説明申し上げます。

この、特別会計当初予算につきましては、議案その2の23ページをお開きください。

平成21年度の特別会計においては、第2条にあります。一時借入金の借入最高額を100億円と定めるものでございます。

恐れ入りますが、予算の説明に入りますが、また、予算書の78ページから80ページをご覧いただきたいと思っております。恐れ入ります。よろしいでしょうか。

予算の総額は、歳入歳出それぞれ811億1,004万円とするものであります。

前年度との比較であります。歳入歳出とも51億3,990万5千円の増額となっております。

この増加の要因につきましては、療養給付費の増加が主な要因となっております。

この療養給付費の算定につきましては、補正予算と同様に、昨年8月から11月の療養給付費から、1人一日当たりの給付費を割り出し、年間の療養給付費に、伸び率4%を見込み積算いたしました。

さらに、被保険者数につきましては、月当たり230人、年間で2,760人の増加を見込んでおります。

これにより、平成21年度の療養給付費が753億7,619万6千円で前年に比べ46億2,647万9千円の増加になりまして、この療養給付費が特別会計予算策定のベースとなっております。

具体的な内容につきまして、主なものをご説明いたします。

予算説明書の82ページをお開きください。

まず、歳入であります。1款市町村支出金の保険料等負担金でございます。52億9,770万2千円となっております。市町村が被保険者から徴収いたします保険料でございますが、前年に比べ4億3,407万7千円の減額で、これは、保険料の軽減分を補填する保険基盤安定負担金の増額などにより、こちらの保険料が減額となっております。

2目の療養給付費負担金であります。62億6,734万円でございます。

市町村におきましては、保険給付費負担対象額の12分の1を負担することになっております。

次に、2項1目、保険基盤安定負担金は15億1,210万9千円で、これは、低所得者及び被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減分の負担金でございます。県が4分の3を、市町村が4分の1を負担することになっております。

次は国庫支出金でございます。国庫支出金の療養給付費負担金は188億201万8千円となっております。国は保険給付費につきまして、負担対象額の12分の3を負担することになっております。

2目、高額医療費負担金は、1億5,023万3千円で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に係る国庫負担分でございます。高額医療費対象額の内、広域連合が4分の2、国・県それぞれが4分の1ずつ負担することとなっております。

次に、2款国庫支出金であります。国庫補助金の調整交付金は71億1,019万6千円あります。これは広域連合間の所得格差を調整する普通調整交付金などの金額でございます。

84ページをお開きください。

2目、国庫補助金として、右のページをご覧ください。健康診査費補助金2千304万8千円等を計上しております。

3款、県支出金でございます。療養給付費負担金は62億6,734万円あります。県は、市町村と同様、負担対象額の12分の1を負担することになっております。

2目、高額医療費負担金が、1億5,023万3千円で、レセプト1件当たり80万円を超える医療費に係る県の負担金でございます。

次に、一番下にあります。県補助金の健康診査費補助金は、1,900万円を計上してあります。

次に、86ページをお開きください。

4款、支払基金交付金の後期高齢者交付金であります。337億7,393万3千円で、これは国保、社保等現役世代からの支援金で、負担割合は約4割でございます。

5款、特別高額医療費共同事業交付金ですが、レセプト1件あたり400万円を超える医療費の補填であり、全国の広域連合間の財政調整のため、国保中央会が全国レベルで共同事業を行い交付されるものでございます。

次に、6款の一般会計繰入金であります。3億4,732万3千円を計上してあります。市町村負担金繰入金につきましては共通経費の一部を一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、下段の基金繰入金は5億8,983万7千円あります。

右のページにありますように、20年度に円滑運営臨時特例交付金として臨時特例基金に積み立ててある被用者保険の被扶養者であった被保険者の平成21年度の保険料軽減

分と保険料均等割及び所得割の減額分を繰入れるものであります。

88ページをお開きください。

7款、繰越金は7億1,549万4千円で、これは、20年度の保険料等の歳計剰余金でございます。

90ページをお開きください。

9款の諸収入であります。第三者納付金として第三者行為求償事務に係る損害賠償金として7,000万円を計上いたしました。

以上が歳入でございます。

次に歳出でございます。

92ページをお開きください。

1款1項1目の一般管理費は3億6,336万7千円で、前年度に比べ、5,649万2千円の減額であります。

主なものは、右のページをご覧ください。

7節の賃金は臨時職員3人分の給料でございます。

8節の報償費は、懇話会委員の報償でございます。

11節需要費の印刷製本費は、医療費通知4回分、被保険者証、窓あき封筒、配達記録シール等の印刷代でございます。

12節役務費は、次のページをお開きください。

通信運搬費の内容は高額療養費通知、医療費通知、療養費通知等の郵送料が主なものでございます。

次に、13節委託料であります。広域連合システム委託料、診療報酬の資格確認委託料を含む国保連合会への委託料、また、レセプト点検委託料、広報誌等作成委託料が主なものでございます。

14節の使用料及び賃借料でございます。市町村に設置してあります広域連合システムのリース料が主なものでございます。

次に、96ページをお開きください。

2款、保険給付費の療養給付費でございます。

歳入でも説明いたしましたが、算定の基礎となりました平成20年度の実績見込みの4%増で計上してありまして、21年度は753億7,619万6千円で、前年度に比べ約46億2,600万円の増加となっております。

2目、訪問看護療養費でございます。居宅で静養している方が医師の指示に基づいて訪問看護師を利用した時の費用でございます。

98ページをお開きください。

3目、特別療養費は、資格証明書を交付された方が医療機関等で全額支払った時には、お返ししなければならないということで、今年度10万円を計上させていただいております。

4目、移送費は200万円であります。

100ページをお開きください。

5目、審査支払手数料は、2億9,740万9千円で、国保連合会に対する手数料でございます。1件当たり103円で年間の見込みのレセプト数が約288万7千枚を見込んであります。

6目、療養費は、鍼灸マッサージ等でございます。9億4,799万5千円を計上いたしました。

2項1目の高額療養費であります。医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合に被保険者に支給するものであります。27億5,313万5千円となっております。

102ページをお開きください。

高額介護合算療養費でございますが、1年間の医療費及び介護サービスの自己負担額を合算して限度額を超えた場合に支給する制度でございます。後期高齢者医療制度が始まってから1年を経過した、21年度から始まることとなりますが、1億3,000万円を見込んでおります。

葬祭費につきましては1件5万円ですが、2億8,150万円を計上いたしました。

104ページをお開きください。

3款、県財政安定化基金拠出金は7,240万4千円でございます。保険料の未納や医療給付費の予想を超える大幅な増加などのリスクに対応するため、県へ積立てる基金への拠出金でございます。国、県、広域連合で、それぞれ3分の1ずつ積み立て、平成25年度までに約13億円を積み立てる予定となっております。

4款、特別高額医療費共同事業拠出金は、1,326万3千円となっております。これは、レセプト1件400万円を超える給付の発生が広域連合の財政に与える影響を緩和するため、国保中央会へ拠出するものであります。

5款1目、健康診査費であります。3,934万8千円を市町村に補助するものであります。健診受診者は個別健診、集団検診を合わせ被保険者の20%を見込んでおります。

2目その他健康保持増進費の2,288万8千円ですが、健康増進事業に関するパンフレット作成費及び市町村が実施します医療と介護の連携強化モデル事業・スポーツ大会等の運営費に対する助成など、市町村が実施する健康づくり事業への助成金でございます。

106ページをお開きください。

7款公債費の300万円は、金融機関から一時借入を行った場合の利子でございます。

108ページをお開きください。

8款、諸支出金のうち、1目保険料還付金は407万円となっております。

これは、過年度に徴収した保険料を、年度をまたいで返還する際の市町村への返還金でございます。

9款、予備費ですが、保険料の2年間の均等に伴う、初年度の剰余分の内、基金に積立を行わない6億3,382万6千円を予備費として計上いたしました。

以上で、平成21年度特別会計当初予算の説明を終わらせていただきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

●議長（斉藤憲二君） 以上で事務局の説明が終わりました。

ただいまから、議案第7号の質疑を行います。

質疑はございませんか。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 18番、日向英明君。

○18番日向英明君 それでは、1問お伺いします。

ページ数で言いますと95ページで、節の委託料。そこに重複頻回受診者等訪問指導委託料とあるのですが、重複するというのは、一つの医者にたくさんかかるという事ですが、そういう事で是正するように予算が盛られているのですけれども、およそ何人ぐらい見込んでいるのか、また、その効果はどの位あるのか、その点をお伺いしたい。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 原業務課長。

○業務課長（原則夫君） 委託料のうち重複頻回の委託料につきましては、広域連合か

ら各市町村にお願いするものでございます。

すでに、平成20年度もこの事業をやっております、なかなか市町村の規模によりまして、保健師さんの数によりまして希望をとった結果、いくつかの市町村のほうで手を挙げていただいております。

来年につきましても、1件当たり1人10,930円の補助金で150回を年間、予定しております。こちらにつきましても、4月に入りしだい各市町村さんにもう一度、希望をとっていただきましてお願いをするつもりであります。以上です。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 18番、日向英明君。

○18番日向英明君 私は自分のところについて、私は身延町ですから、当該市町村について、私たちの所はわからないようですから、ここでは。

今、言うように来年度は、全体としては150回位のことと考えてよろしいでしょうか。

《「はい」の声》

○18番日向英明君 わかりました。

●議長（斉藤憲二君） いいですか。

《「はい」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

○14番秋山詔樹君 今度の予算は51億3千万程度増えているわけですが、医療費の面がほとんどという事で大変心配はしているところですが、先日の今年度の上半期の医療費というのは山梨県は、1.8%減少しているというような事を聞いて安心しているところではございますけれども、高齢化に基づいて今後増えていくという中で、確か保険料については2年間、同じという事ですから、21年度は改正にならないという事ですね。

そう言った中で、過去の実績等に基づいて、いろんな検討を良くなされて、今後の歳出の伸びは7%位の医療費とその程度の事になっていると思っておりますけれども、たぶん、想定以上の時に、保険料率などは大丈夫なのかどうか。

その点について、想定の部分について本当に大丈夫なのかどうか。想定を超えた場合は対応策はどんなものがあるのかお聞きしたい。

《「はい、議長」と呼ぶ者あり》

●議長（斉藤憲二君） 嶋口事務局長。

○事務局長（嶋口昇君） 確かに先日の新聞で医療費が減っているという事でございますが、統計につきましては、前年の場合制度が違っておりますので、比べるのがなかなか難しい点がございまして、正確なものかどうか分かりませんが、今年度に対してはあまり増えていないという事は確かでございます。

来年度につきましては、被保険者数を230人、月に見込んでおりますので、その影響もありまして来年度については、議員さんが申しましたように、約7%ほど予算が伸びております。

当然、これで大丈夫かという事でございますが、新年度予算につきましては、まだ臨時議会とか、いろんな予算を補正する方法があります。ただ、今年度につきましては、本日が最後の今年度の議会という事になりますので、確かに心配な部分がございます。

急な、感染症が流行ったりすると対応できないということも、それは、万が一あるかもしれない。そう言った時には、まだ、保険料の部分での余裕ですね、余裕金という

ものはございますので、補正又は先程申しましたように、3月末で臨時議会をすとか、専決処分をすとかという事になりますが、本年度の見込みは、なんとか、今回の補正、減額をしておりますが大丈夫だと思います。

新年度の予算につきましても、そう言った事で、補正予算をという事で対応させていただきますが、将来的に例えば新型のインフルエンザが流行ったりする時は、本当に大変な事になるかとは思いますが、先ほど申しましたように県への積立金がございますので、25年度までに13億円積み立てるとい事がございますので、そう言った基金を取り崩していくということに最悪の場合なろうかと思えます。

以上でございます。

◀「はい」と呼ぶ者あり▶

●議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

○14番秋山詔樹君 分かりました。委託の事でお聞きしたいんですけども、今年度の当初予算3億3千万位に対して、5千万位少なくなっております。

先程の説明で広域連合のシステム料等、一番大きな原因になると思えますけれども、そう言う中でレセプト点検。これについては、第5号議案の修正で1,429万2千円更正してございますけれども、そう言う事からいきますと20年度において当初の4,529万7千円から差し引いて3,100万円位で足りると想像できるわけですけども、今年度の見込み実績に対して約2,000万円位の約63%増しの予算が盛ってあるんですけども、この辺の根拠をもう少し説明してもらいたいと思えます。

◀「はい、議長」と呼ぶ者あり▶

●議長（斉藤憲二君） 原業務課長。

○業務課長（原則夫君） レセプト点検につきましては、昨年の減額の関係は、当初12ヶ月分を見て積算をしていたわけですが、3ヶ月に一回になっております。結果的に昨年度予算は、12ヶ月分が3ヶ月に1回で6ヶ月分の点検分ですので半額になっているという事です。

実際、一件当たり外部委託ということで、東京のレセプト点検業者に2次点検をしております。

こちらにつきましては、レセプトの配列が1件当たり6.5円。こちらについては24万枚。配列してから点検しますので、点検が1件当たり12円。こちらのほうが総額だと2,900万。その他に疾病コードが69万3千円。疾病データ入力作業が16万1,700円。疾病データの帳票類が4万2千円。それに、レセプトを東京から運搬している関係で、これが年12回、プラスチック6回を見まして90万。以上のような内容になっております。

◀「はい」と呼ぶ者あり▶

●議長（斉藤憲二君） 14番秋山詔樹君。

○14番秋山詔樹君 3ヶ月、3ヶ月、6ヶ月分という事ですから、今度は12ヶ月分という事で、単純計算して、3%から4%上乘せしたという事で分かりました。

後1点。先程お願いした質問の中に広報等に関するものがあるわけですが、今回、また1度減額になって、これは先程の質問で発行する予定がしなかったということになっていたわけですけども、今度、ここで予算が戻ってきていますが、これは、今年度は、きちっと広報誌等を発行して周知徹底に使うという事の中での対応なのかどうか確認だけしておきたいと思えます。

◀「はい、議長」と呼ぶ者あり▶

●議長（斉藤憲二君） 原業務課長。

○業務課長（原則夫君） 先ほどの局長の答弁の方にございましたように、昨年度は1月の段階で保険料が8.5割軽減になった時に全員にダイレクトメールを送っております。そういったものの関係で当初予定していた広報を出していないという事がございます。

それから、また、今年度の今年1月、各市町村におきまして口座振替の基準が緩くなったものですから、これを4月からやる場合に市町村で広報します。それもダイレクトメール。それが、市町村の仕事となったものですから、そういった面で当初予定されておりました広報を出さなかったというのも事実でございます。

21年度につきましては、すでに3月には広報委員会を立ち上げまして、4月の口座振替等の改定がございますので、それがあつた時点で昨年作りまして8ページの広報をまず変えて各市町村にお出ししたいと思っております。

それから、7月の保険料の送付時には、被保険者全員に制度の書かれた新しいパンフレットを出すつもりであります。それから、保険料の決定時には、これは、山梨県の全戸配布を考えておりますが、「保険料の改定になりました」というお知らせ。それから、来年につきましては、各被保険者に変わった保険料、それから全ての説明を個々に送りたいと思っております。

先程、秋山議員さんに言われましたとおり分かりやすく、周知が徹底できるようなものを私どもも真剣に作りたいと思っておりますので、そういった事でご理解いただきたいと思っております。

●議長（斉藤憲二君） 他に質問ございませんか。

≪「なし」の声≫

●議長（斉藤憲二君） 無いようですので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございませんか。

≪「なし」の声≫

●議長（斉藤憲二君） 討論が無いようでありますから討論を終結し、採決いたします。お諮りいたします。

議案第7号、「平成21年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について」は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって「議案第7号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

.....
【請願の審査】

●議長（斉藤憲二君） 次に、日程第14、請願第1号「後期高齢者に資格証明書を発行しないことを求める請願について」を議題といたします。

本請願については、議会会議規則第111条ただし書きにより、委員会付託を省略し議題とすることにご異議ございませんか。

≪「異議なし」の声≫

●議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。

それでは、請願の趣旨について深澤議員から説明を求めます。

深澤議員。

○20番深澤平助君 20番、深澤平助です。説明しますが、請願の内容が非常に具体的でありますので、あらためて請願趣旨と、請願事項を私の方から朗読をし、若干の付け足しをして説明したいと思っております。

後期高齢者に資格証明書を発行しないことを求める請願書。

請願趣旨、2008年4月に後期高齢者医療制度が導入されたことに伴い、75歳以上の人も1年以上保険料を滞納すれば資格証明書を発行されることになりました。山梨県後期高齢者医療広域連合によると昨年12月10日現在、後期高齢者医療保険料を滞納している人は県内で4168人にのぼります。

保険料を滞納しているのは年金が月額15000円未満であることなどから年金天引きの対象とならない、後期高齢者のなかでも特に収入の少ない人たちです。また、少なくなっていく人たちが、納付相談に市役所や町村役場を訪れることができない、制度について理解することが難しいなど、特別の困難を抱えていると考えられます。

資格証明書が発行されれば、医療費全額自己負担という事実上の無保険状態に追いやられます。後期高齢者が経済的な理由で医療から遠ざけられ、命と健康が害されることがないように、以下のとおり請願します。

請願事項、後期高齢者に資格証明書を発行しないこと。

以上が請願の内容です。

問題はお分かりいただけたと思いますが、資格証明の発行というのは、言い換えれば、保険証を出さないという事。保険証を取り上げてしまうという事ですから、そういう事をしないで下さいというもので、非常に切実な内容の請願だと思うのです。どうか、議員各位もご理解をよろしくお願いをいたします。以上で説明とさせていただきます。

●議長（斉藤憲二君） 説明が終わりました。請願第1号につきましては、先程の一般質問と執行部の説明と重複しますので、執行部からの参考意見は省略いたしますけれども、先ほど言いましたように相当所得があるにもかかわらず、意図的な支払わない人と言う配慮もしているとの、先程の執行部からの説明があったところであります。そう言う中で只今の深澤議員の説明に対して質問はありますか。

ありますか。

無いようでありますので、質疑を終結し討論に入ります。

討論はございますか。

≪「はい」と呼ぶ者あり≫

●議長（斉藤憲二君） 深澤平助君。

○20番深澤平助君 20番深澤平助です。後期高齢者に資格証明書を発行しないことを求める請願に賛成します。

この請願趣旨にもあるように、今、当広域連合には4,406人にのぼる、多くの人が保険料を滞納しているとのこと。これらの中で引き続き滞納をし、1年以上滞納をした場合は、資格証明書を発行されるという心配がございます。資格証明書が発行されますと無保険という事になり、医療費は全額窓口で支払わなければなりません。

今、保険料を滞納している人の多くは、月15,000円以下という収入の少ない高齢者の人々です。こう言った人から保険証を取り上げてしまうという事は、これらの人の命綱を切ってしまう事を意味し、保険の精神からも大いに反することになります。

保険証が無いがゆえに医療機関にも行けずに、命を失ったという悲劇が国保では、全国に多く出ておりますが、後期高齢者のこの制度で、そのような悲劇は絶対に起こしてはなりません。そのための最大の補償は、無保険の人を出さないこと。つまり、資格証明書を出さない事です。

以上の理由でこの請願に賛成をします。

なお、議員各位に訴えたいことですが、このことを決定出来るのは、この場であり、

ここに集まっている私たち議員であります。それぞれの市町村議会を代表している責任ある議員でありますので、高齢者の医療と命を守るために皆さんの良識ある判断を強く期待し請願にどうか賛同していただけますようよろしくお願いをいたします。

以上です。

- 議長（斉藤憲二君） その他、討論はございませんか。
討論無いようですので、討論を終結し採決いたします。
お諮りいたします。
請願第1号、「後期高齢者に資格証明書を発行しない事を求める請願」についてを採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。
挙手少数であります。
よって「議案第1号」は不採択と決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

- 議長（斉藤憲二君） お諮りいたします。
本定例会において、議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第41条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これに、ご異議ございませんか。

《「異議なし」の声》

- 議長（斉藤憲二君） ご異議なしと認めます。
よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

【閉 会】

- 議長（斉藤憲二君） 以上で本定例会に付議されました議案の審査は、すべて終了いたしました。
これをもちまして、山梨県後期高齢者医療広域連合議会平成21年第1回定例会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。

閉会 午後4時21分

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 齊藤 憲二

署名議員 清水 実

署名議員 後藤 政行